

新居浜市銅山の里自然の家運営協議会 議事録

1 日 時 平成30年8月28日(火) 18:00~18:25

2 場 所 市役所庁舎3階 応接会議室

3 出席者 5人(委員数7人)

4 傍聴者 0人

5 議 題 (1) 役員の互選について
(2) 銅山の里自然の家の廃止について
(3) 今後のスケジュール(案)について

6 会議録

事務局 I	<p>定刻がまいりました。ただ今から、新居浜市銅山の里自然の家運営協議会第1回会議を開催いたします。</p> <p>開催にあたりまして、事務局であります新居浜市教育委員会事務局次長兼スポーツ振興課長 H がご挨拶申し上げます。</p>
事務局 H	<p>あらためまして皆様、こんばんは。先週、23日、18時30分から当会を開催しようとお案内差し上げたところでございますが、台風20号の接近により市の方は水防本部が設置されたため、本日に延期させていただきました。ご理解、ありがとうございました。本日はお忙しいところ、銅山の里自然の家運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>昨年10月に開催いたしました、前回の運営協議会以降の、銅山の里自然の家の状況と、今後の予定につきましてご報告させていただきたく、当協議会の開催をお願いした次第です。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局 I	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、今回、所属団体の役員変更等の事由によりまして、2名の委員さんを新たに任命及び委嘱させていただきました。</p> <p>事務局の方からご紹介をさせていただきますので、お名前が呼ばれましたら、恐れ入りますが、ご起立いただき、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。</p> <p>最初に、新居浜市教育委員会事務局から 事務局長 B 委員さんです。</p>

<p>A 委員 事務局 I 委員一同</p>	<p>(B 委員 あいさつ) ありがとうございました。</p> <p>続きまして、新居浜市 P T A 連合会から 会長 G 委員さんです。本日は都合により欠席されます旨、ご連絡をいただいております。</p> <p>以上で、新しく委員になられました皆様のご紹介を終わらせていただきます。委員の皆様には、これからもよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本協議会は、審議会等の公開に関する要綱に基づきまして、全部公開となっておりますこと、また、議事録等につきましては、後日、新居浜市のホームページにおいて公表されますことを、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>C 委員さんですが、本日はご出席のご予定でお伺いしておりますが、まだ到着されていません。</p> <p>委員定数 7 名のうち、本日の出席者 5 名であります。新居浜市銅山の里自然の家運営協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、半数以上の委員が出席しておりますことから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思います。</p> <p>まず、(1) 役員の互選についてでございます。新居浜市銅山の里自然の家運営協議会規則第 5 条第 1 項の規定では、協議会に会長を置き、会長は委員の互選によるとされております。前会長が退職により辞任されましたので、今回、新たに会長を選任いたしたいと思います。</p> <p>委員の皆様の中で、立候補、あるいは、この方は、と思われ委員さんをご推薦いただけますでしょうか。</p> <p>B 委員さんが適任だと思います。</p> <p>只今、A 委員さんから、B 委員さんをご推薦いただきましたが、ほかにいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>B 委員さん以外、ご推薦された方がいないようですので、B 委員さんに会長をお願いするということでもよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p>
--------------------------------	---

事務局 I	<p>ありがとうございます。それでは B 委員さんに、新居浜市銅山の里自然の家運営協議会の会長をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>あらためまして、新居浜市教育委員会事務局長の B でございます。</p>
事務局 I	<p>それでは、これからの議事進行につきまして、会長をお願いいたしたいと存じます。会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事を進めさせていただきます。当協議会は、後ほど事務局からもご説明があると思いますが、銅山の里自然の家の今後の運営方針などにつきまして、委員の皆様にご意見をいただくものです。これからの当協議会の円滑な進行につきまして、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、私は当協議会の会長となりますが、私が不在となった場合は、新居浜市銅山の里自然の家運営協議会規則第 5 条第 2 項の規定により、会長が指名する委員がその職務を代行することとなっておりますので、A 委員さんに、当協議会の会長代理をお願いいたしますので、宜しくをお願いいたします。</p> <p>【議事進行】</p> <p>それでは、会次第に基づき、本日の議事に進みたいと思います。</p> <p>まず、(2) 銅山の里自然の家の廃止について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 I	<p>新居浜市銅山の里自然の家運営協議会の事務局であります新居浜市教育委員会事務局スポーツ振興課の I です。宜しくをお願いいたします。</p> <p>それでは、(2) 銅山の里自然の家の廃止についてご説明いたします。</p> <p>ー以下、資料を順に説明していくー</p> <p>資料 1 ページをご覧ください。</p> <p>銅山の里自然の家周辺の現況写真となります。今回の対象施設は、赤丸で囲んでおります部分、研修棟兼食堂、集会所棟、飯盒炊飯棟、機械室、宿泊棟となります。</p> <p>資料 2 ページをご覧ください。</p> <p>前回の運営協議会におきまして、銅山の里自然の家につきましては、1. 地質問題、2. 老朽化、3. 運営コスト、4. 競合施設の面から、運営の継続は難しく、現在は臨時休館としておりますが、閉館としたいと考えております、ということをご説明させていただきましたが、その後の状況につきましてご説明をさせていただきます。</p>

資料3ページをご覧ください。

まず地質問題について改めてご説明いたします。

東平地域におきましては、地すべり面が2面、存在しております。

まず、すべり面Aをオレンジ色の線で示しておりますが、現在は活動していないとのことです。

現在、活動中のすべり面は、赤色で示しておりますすべり面Bになります。

平成29年度は、地すべり状況の把握のために、昨年までに設置した機器等を使用して観測業務を継続してまいりました。

観測業務は、図中に緑色の線で表示しております3か所の地表伸縮計、青色の丸で示しております4か所のボーリング孔にて行いました。

平成30年度は、図中にありますS1伸縮計、S2伸縮計の観測のみを継続しております。

資料4ページをご覧ください。

こちらは、先ほどの平面図を断面図として示したものとなります。

銅山の里自然の家からみて、標高で30mほど上部を起点といたしまして、現在活動中のすべり面Bが存在しております。

9月の台風18号の際に地中で0.5mm未満の変位が計測され、10月の台風21号の際には地中で0.5～2mmの変位が観測されましたが、どちらの台風時におきましても、地表面では、明瞭な変異は認められませんでした。このことから、地すべりは、地中においては、連続雨量または期間降水量が400mm以上の場合、地表面においては、連続雨量が400mm以上の場合において発生する可能性があると考えられています。

資料5ページをご覧ください。

施設の老朽化についてです。資料にありますように、研修棟兼食堂の建物の外回りフェンスや玄関部の階段、宿泊棟及び飯盒炊飯棟へ続くフェンス、集会所棟入口のデッキの支柱、集会所棟裏のデッキ部等において、気象状況による劣化に加えて虫食いの影響もあり、崩壊の恐れがあります。

資料6ページをご覧ください。

こちらは、市内の小・中学校の自然の家利用状況です。

平成30年度の計画では、小学校においては、大三島少年自然の家利用が14校、大洲青少年交流の家利用が1校（対象児童のアレルギー対応を重視したため）、中学校においては、大洲青少年交流の家利用が8校、室戸青少年自然の家が2校の利用となっております。

資料7ページをご覧ください。

現在における市内小・中学校のふるさと学習につきまして、まとめたものです。

市内の全中学校では、ふるさと学習といたしまして、別子山地域の日浦登山口から旧別子銅山、銅山峰を經由いたしまして、嶺北側の東平へと至る登山を実施し、郷土発展の礎となりました別子銅山につきまして、学習しているところ です。

また、小学校においては、4年生の社会科におきまして、吉岡泉、別子銅山、多喜浜塩田のいずれかを学習することとしており、平成30年度は、吉岡泉を6校、別子銅山を7校、多喜浜塩田を2校が、それぞれ指導内容として取り上げ、学習が行われております。(別子小学校は、該当学年なし。)

以上のように、これまで銅山の里自然の家が果たしてまいりました別子銅山に係る現地での学習につきましても、旧別子銅山登山という形で、休館以降も連綿と各中学校で行われているところでもあります。

資料8ページをご覧ください。

市内に整備されております自然学習施設です。

昭和63年11月の銅山の里自然の家開設以降も、新居浜市内には、長野山市民の森学習館をはじめ愛媛県総合科学博物館、新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)といった自然学習ができる施設がそれぞれ開設されてまいりました。また、平成15年に合併いたしました旧別子山村の地域においても、別子山ふるさと館や森林公園ゆらぎの森といった自然学習ができる施設がございます。

以上のようなことから、これまで銅山の里自然の家が果たしてまいりました自然学習の機能につきましては、これら他の施設において代替することが可能ではないかと考えております。

資料9ページをご覧ください。

以上、資料やデータをご覧いただきましたが、銅山の里自然の家につきましては、①地すべりの発生と石積崩壊予兆の危険性といった敷地内の地盤変位の問題、②経年劣化や虫食いにより施設全体の老朽化が進んでおり、修繕経費が高額となる問題、③大三島少年自然の家や大洲青少年交流の家といった周辺自治体に、競合する類似施設が存在するといった問題のほか、④銅山の里自然の家が建設されて以降、長野山市民の森学習館や新居浜マリーナ、森林公園ゆらぎの森など、新たな自然学習施設が整備され充実したこと、⑤東平地域を行政とともに観光開発を担っている株式会社マイントピア別子に照会したところ、現施設の再利用は困難との回答がありましたことから、今後の運営継続は難しく、現在は休館としておりますが、できれば、本年10月1日をもちまして廃止いたしたいと考えております。

建物につきましては、老朽化が進んでおり、倒壊した場合、東平記念館へ通

	<p>じる道路を封鎖してしまう恐れがありますことから、撤去することが適切ではないかと考えております。</p> <p>また、跡地の活用方法ですが、地すべりに伴いまして石垣の内側に空洞ができていることから、何らかの施設を建築する場合には、その重みに耐えるよう、大規模な工事が必要となり、その場合には億単位での工事となるようであり、活用は難しいのではないかと考えております。</p> <p>以上のようなことから、市といたしましても、継続して当該地を借り続けるよりも、更地に戻し、土地所有者である住友林業㈱へ返還することが適切ではないかと考えております。</p> <p>以上で、(2) 銅山の里自然の家の廃止についての説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。只今、事務局から、(2) 銅山の里自然の家の廃止についての説明がございましたが、何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
D 委員	<p>地すべりの件なんですけど、自然の家が一番高いところにあって、メイン工房とか、歴史資料館については、現時点では何ら問題はないということですか。</p>
事務局 H	<p>平成29年度に実施いたしました東平地すべり観測の結果によりますと、平常時、特に注意を要さないレベルであると判断されますけれども、豪雨時には連続雨量400mm程度で地表に変位が発生する可能性があり、注意を要するとなっております。また、東平地区の排水、湧水の状況につきましては、湧水等が地すべりの土塊内に浸透すると、地すべり内の水位が上昇し、活動を助長し、豪雨時に地すべり活動が活発化することからも、湧水等の適切な処理が必要とあると考えられるとなっております。ただ、東平記念館への導線である市道河又東平線につきましては、連続雨量200mmで、通行止めの措置が取られていることから、すでに東平に上がっている人は、雨量200mmになる以前に下山し、逆に東平に上がろうとしている人は、通行止めになりますことから、変位が起きる可能性がある連続雨量400mm程度となった時点では、東平には観光客はいないといった状況になりますから、東平記念館への観光客への影響はないのではないかと考えております。ただ、施設につきましては、やはり地すべりが発生しますと、変動はする可能性はございますが、利用者の安全は、利用者がいないということを前提となっておりますので、被害についてはないものと考えております。</p>
会長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、(2) 銅山の里自然の家の廃止についての説明につきましては、ご</p>

事務局 I	<p>理解いただけましたでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。それでは（２）銅山の里自然の家の廃止についてにつきましては、ご了承いただいたものといたします。</p> <p>続きまして、（３）今後のスケジュール（案）についてにつきましては、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、（３）今後のスケジュール（案）についてご説明いたします。</p> <p>資料１０ページをご覧ください。</p> <p>現在、銅山の里自然の家の土地賃貸借契約期間は、平成３２年１０月１４日までとなっております。なお、教育施設ということもあり、無償にて貸借いたしております。</p> <p>今後の予定といたしましては、９月市議会において条例廃止議案等のご審議をしていただき、議決されれば、平成３０年１０月１日をもって廃止となりますことから、備品類の整理を行い、１２月から解体工事に着手いたしたいと考えております。</p> <p>なお、新居浜市銅山の里自然の家設置及び管理条例の廃止が議決されますと、１０月の教育委員会定例会におきまして、新居浜市銅山の里自然の家設置及び管理条例施行規則及び、新居浜市銅山の里自然の家運営協議会規則を廃止する予定であります。従いまして、本協議会におきましても、規則の廃止が施行される日を持ちまして、解散となりますので、あらかじめ、ご了承いただけたらと思っております。</p> <p>以上で、（３）今後のスケジュール（案）についての説明を終わります。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から（３）今後のスケジュール（案）についての説明がございましたが、何か、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
F 委員	<p>解体工事については、マイントピア別子の休館の時に行うのですか。</p>
事務局 H	<p>基本的には、廃止条例が施行されて、１２月から取り掛かるとしますと、補正予算で解体工事を行うということで現在、要望をしているところでございます。期間につきましては、１２月から平成３２年８月までとなっておりますが、これは、冬期に工事ができないということもあります。それと、ゴールデンウィークや夏休み、紅葉の時期は東平記念館にお客さんがかなり来ますので、この時期につきましては工事を大幅に縮小するということを考えております。基本的には、東平記念館が開いているときにも工事はしますが、特に影響がないように、月曜日が東平記念館が休みですので、月曜日に音が出るような工事と</p>

<p>会長</p>	<p>か、大規模な工事をして、資材を下ろすのも月曜日にするとか、12月は東平記念館が休みですので、1月、2月は難しいと思いますが、12月に出来る限りの工事をして、東平記念館へ行く観光客の皆様にはできるだけ影響がないように考えております。</p> <p>ほかに質問はございませんか。</p> <p>それでは、(3) 今後のスケジュール(案)についてにつきましては、ご了承いただいたものとします。</p> <p>以上で、本日予定しておりました議事につきましては終了となりますが、各委員さんや事務局から何かご意見等はございませんか？</p>
<p>事務局 H</p>	<p>研修施設は、代替施設があるということをご理解いただいたと思いますが、銅山の里自然の家は、登山者の方の利用もございました。その点につきましては現在、別子山地域の筏津、旧筏津山荘とか、キャビンがあったところですが、そこで、登山者の方の施設を計画していこうということをお聞きしています。ですから、研修施設というのは、東平地域にはなくなりますけれども、登山者に対する配慮につきましては、考えていこうという動きがあるということをお知らせしておきます。</p>
<p>A 委員</p>	<p>建物を撤去した後は原っぱのような状態になるんですか。</p>
<p>事務局 H</p>	<p>住友林業さんに見ていただいて、ご了解いただいたら、その時点でお返しすることになります。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、新居浜市銅山の里自然の家運営協議会にご出席していただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、平成30年度新居浜市銅山の里自然の家運営協議会の第1回会議を終了いたします。</p> <p>お帰りの際は、交通事故に遭わないよう気を付けてください。</p>